

法第7条（沿道）及び法附則3条（大規模）の耐震診断結果報告書に添付が必要な書類

1. 以下の設計図書、ただし3の書類に含まれている場合は添付を要しない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び報告又は申請に係る建築物と他の建築物との別
	擁壁の位置その他安全上適当な措置
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び報告又は申請に係る建築物の各部分の高さ
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
各階平面図	縮尺及び方位
	間取り、各室の用途及び床面積
	壁及び筋かいの位置及び種類
	通し柱及び開口部の位置
基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の材料の種別及び寸法
各階床伏図	
小屋伏図	
構造詳細図	

2. 以下の表の左の区分による明示すべき構造計算書、ただし3の書類に含まれている場合は添付を要しない。

建築物等	明示すべき事項
木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物の木造の構造部分	各階の張り間方向及びけた行方向の壁を設け又は筋かいを入れた軸組の水平力に対する耐力及び靱（じん）性並びに配置並びに地震力、建築物の形状及び地盤の種類を考慮して行った各階の当該方向の耐震性能の水準に係る構造計算
木造の構造部分を有しない建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物の木造以外の構造部分	各階の保有水平耐力及び各階の靱（じん）性、各階の形状特性、地震の地域における特性並びに建築物の振動特性を考慮して行った各階の耐震性能の水準に係る構造計算並びに各階の保有水平耐力、各階の形状特性、当該階が支える固定荷重と積載荷重との和(建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたもの)、地震の地域における特性、建築物の振動特性、地震層せん断力係数の建築物の長さ方向の分布及び建築物の構造方法を考慮して行った各階の保有水平耐力の水準に係る構造計算

3. 耐震判定委員会設置法人による判定書。ただし、以下のいずれか一に該当する耐震診断については添付を要しない。

- (1) 平成25年1月24日以前に実施された国土交通大臣の定める基準に適合している耐震診断
- (2) 国土交通省住宅局長が技術的助言により「平成18年国土交通省告示第184号」別添第1の指針の一部又

は全部と同等以上の効力を有すると認めた「木造住宅の耐震診断と補強方法」(財団法人日本建築防災協会)の一般診断法又は精密診断法1により行われた木造建築物の耐震診断で診断の根拠となる写真等が添付されているもの

4. 耐震判定委員会設置法人が市の基準に適合していることを証する書類、ただし、補助金等の申請の際に既に添付されている場合は添付を要しない。

- (1) 耐震診断・改修依頼者（耐震診断、耐震改修設計又は耐震改修工事の発注者のことをいう。以下特に定める場合を除き同様とする。）が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- (2) 耐震診断若しくは耐震改修を業として行っている者（法人の場合にあつてはその役員を含み、建築士事務所に属するものである場合は管理建築士、開設者（法人の場合にあつては、その役員を含む。）を含み、以下「耐震診断・改修業者」という。）が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- (3) 耐震診断・改修依頼者及び耐震診断・改修業者が耐震判定委員会設置法人の親法人（会社法第879条第1項に規定する親法人をいう。）でないことの申立書（耐震判定委員会設置法人が会社でないときは不要）
- (4) 耐震判定委員会を構成する委員の名簿

5. 耐震診断資格者に関する書類

- (1) 耐震診断を行った者が省令第5条第1項に規定する耐震診断資格者であることを証する公的書類の写し
- (2) 当該耐震診断が業として行われている場合にあつては、耐震診断資格者が建築士事務所に所属していることを証する公的書類の写し

6. その他の書類、ただし3の書類に含まれている場合は添付を要しない。

- (1) 検査済証その他の申請に係る建築物の建築時の設計に係る図書の内容が現況と同一であることが確認できる書類（細則第7条第1項第2号本文）
- (2) 設計図書、構造計算書が存在しなかった場合にあつては、構造詳細図等設計図書復元にあつての現地調査方法、根拠資料
- (3) 構造計算書で使用する入力値の根拠となる計算書等の書類
- (4) 構造計算に際してコンピュータプログラムソフトを使用しているときは、使用マニュアル
- (5) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の認定を受けた建築物にあつては、同条の認定に際して、時刻歴応答解析の手法を用いていることを証する書類
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1号に定める超高層建築物にあつては長周期の地震の揺れに対する時刻歴応答解析を記載した書類